



一般社団法人 日本知的財産協会



文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会ヒアリング資料
2017年6月30日

リーチサイトへの対応について

(一社)日本知的財産協会(JIPA)
次世代コンテンツ政策プロジェクト
著作権委員会



■JIPA 一般社団法人日本知的財産協会について

- ・世界で最大のIP出願人・所有者団体（1283社が参加 ※法律事務所、特許事務所等を含む）
- ・非営利型
- ・非政府団体

■政策プロジェクト活動と専門委員会活動(2017年度)

次世代コンテンツ政策プロジェクト 主として政策提言

担当常務理事：三菱電機

富士通(リーダー)、ソニー(サブリーダー)、ヤフー(サブリーダー)、ニフティ(サブリーダー)、エヌ・ティ・ティ・データ、KADOKAWA、武田薬品工業、ヤマハ、パナソニック、凸版印刷、日本アイ・ビー・エム、東日本旅客鉄道、フィールズ、楽天

著作権委員会 専門事項の調査研究

担当常務理事：三菱電機

ニフティ(委員長)、エヌ・ティ・ティ・データ(副委員長)、ソニー(副委員長)、日本IBM(副委員長)、フィールズ(副委員長)、富士通(副委員長)、パナソニック(副委員長)、ACCESS、NTTコムウェア、NTTドコモ、KADOKAWA、キヤノンマーケティングジャパン、コナミデジタルエンタテインメント、ソフトバンク、ゼンリン、大日本印刷、武田薬品工業、東芝ソリューション、凸版印刷、トヨタ自動車、日本化薬、日本電信電話、日本ユニシス、ハピネット、東日本旅客鉄道、富士ゼロックス、ヤマハ、楽天





■意見：リーチサイト^(※)への対応について

(※) 自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト

1. リンクは、インターネットにおける極めて重要な機能です。
2. リーチサイトの中には権利者の利益を不当に害する悪質なもの（ここでは「侵害型リーチサイト」と呼びます）も存在し、「侵害型リーチサイト」により著作権侵害コンテンツへのアクセスが拡散されることで、著作権侵害が助長され、多大な被害を受けているとの声があります。
また、「侵害型リーチサイト」は、実質的には著作権侵害コンテンツの提供サイトと同様の機能を提供しているにもかかわらず、リンクであるということでその違法性が問えず野放しとなっており、このような状況がさらに進まないためにも、法制面の対応強化が必要であるとの考えがあります。
3. 一方、リンクの提供行為が、表現行為の一部を構成する場合もあるため、リンクを張る行為を部分的であれ規制することは、結果として、表現の自由、個人の発言の萎縮に繋がるとの強い懸念が示されており、慎重な検討が必要です。



4. 「侵害型リーチサイト」の態様・運営状況、被害状況等について、現時点では、権利者側、利用者側で認識が異なっており、引き続き実態の把握と認識の共有を進める必要があります。
「侵害型リーチサイト」のリンク先であるサイバーロッカー（著作権侵害コンテンツが蔵置されているサイト）への現行法制度下での取り締まり、侵害対策だけでは足りず、加えて「侵害型リーチサイト」への法制面での対応が必要とされる点についても認識の共有が必要です。
5. その結果、仮に「侵害型リーチサイト」について法制面での対応を行うのであれば、過剰規制への強い懸念に十分配慮し、極めて悪質なものに限って規制対象となるよう要件を工夫すべきと考えます。

リーチサイト対応イメージの隔たり

